給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第７号
大阪市東住吉区桑津３丁目２番27号
再生債務者　中島栄一郎
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月20日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月23日から平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１８号
大阪市鶴見区諸口４丁目７番23号
再生債務者　小園　清光
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月20日まで
4　一般異議申述期間　平成22年４月23日から平成22年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１号
山形県東田川郡庄内町小出新田字苧畑割５番地
再生債務者　中村　　桂
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月21日まで
4　一般異議申述期間　平成22年５月５日から平成22年５月19日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（再ロ）第１号
鹿児島県霧島市福山町福山5560番地６
再生債務者　谷山　浩次
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月21日まで
4　一般異議申述期間　平成22年５月６日から平成22年５月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１１８号
大阪府摂津市新在家２丁目27番２号
再生債務者　澤本　利幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年４月20日まで
平成22年３月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１０１８９号
長野県上水内郡飯綱町大字平出397―５
再生債務者　平井　達夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年４月６日まで
平成22年３月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第８３号
大阪市鶴見区横堤１丁目３番13号
再生債務者　伊藤千代子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年４月21日まで
平成22年３月24日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第７号
鹿児島市喜入瀬々串町6255番地
再生債務者　北　　郁男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月23日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再ロ）第１９号
大阪府東大阪市三ノ瀬２丁目１番８号
再生債務者　椎原　末博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１１４号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目13番25号
再生債務者　田中　啓之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第７号
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第５地割197番地
再生債務者　外舘　　治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月24日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（再ロ）第９号
佐賀県三養基郡上峰町大字堤1651番地273
再生債務者　廣渡　　恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月19日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（再ロ）第８号
岡山市中区赤坂台16番10号
再生債務者　矢野　孝治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月24日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第２８号
札幌市豊平区平岸２条８丁目５番38―110号
再生債務者　佐藤　令子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第３８号
仙台市泉区東黒松11番３号
再生債務者　遠藤　悟志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月24日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第８号
富山県南砺市土生新20番地
再生債務者　前山　悦子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年３月24日　富山地方裁判所高岡支部

預金保険の保険料率公告

一般預金等に係る預金保険の保険料率を次のとおり変更したので、預金保険法（昭和46年法律第34号）第51条第５項の規定に基づき公告します。
預金保険の保険料率
一般預金等　　0.082パーセント
なお、決済用預金に係る預金保険の保険料率は、0.107パーセントで変更ありません。
平成 22 年４月１日
預金保険機構
理事長　永田　俊一

解散及び債権者異議

農業協同組合
左記農業協同組合は合併して甲はこの権利義務一切を承継して存続し乙は解散することにいたしました。甲の承認決議は平成二十二年三月二十九日の経営管理委員会において、乙の承認決議は平成二十二年三月二十五日の臨時総会において終了しております。この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、農業協同組合法第六十五条第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、同項の規定に基づき、甲、乙それぞれの主たる事務所に備えおいております。
平成二十二年四月一日
大分県大分市大字羽屋六〇〇番地の一〇
（甲）大分県農業協同組合
代表理事理事長　阿部　新保
大分県杵築市大字杵築七四〇番地の一
（乙）杵築市農業協同組合
代表理事組合長　阿部　順治